

行政常任委員会

令和 6 年 6 月 4 日（火）

午前 10 時 30 分開 会

○仲委員長　ただいまより、行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員、内山左和子委員、中里沙也加委員でございます。

それでは、先ほど当委員会に付託されました付託議案を審査いただく前に、市長から御挨拶があります。

○加藤市長　委員の皆様には、本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 32 号和解及び損害賠償の額の決定についてであります。提出議案について環境課から説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○仲委員長　ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第 32 号和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

それでは、執行部より説明願います。

○平山環境課長　環境課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 32 号、和解及び損害賠償の額の決定についての議案を説明させていただきます。

本議案は、環境課の会計年度任用職員が起こしました交通人身事故に係る損害賠償の額が決定したことによるものであります。

事故の詳細につきましては、昨年 4 月 21 日の臨時議会に係る全員協議会及び昨年の令和 5 年第 4 回定例会行政常任委員会で説明させていただいておりますが、再度概要について説明させていただきますと、令和 5 年 3 月 13 日に環境課の会計年度任用職員が運転する不法投棄パトロール車が市内瀬木山地内の信号のない四つ角の交差点におきまして衝突事故を起こし、相手方の人身、車両へ損害を与えたものであります。車両に関する和解及び損害賠償につきましては、令和 5 年第 4 回定例会にてお認めいただき、示談が成立しております。今回の人身分の和解、損害賠償

の内容につきましては、次のとおりでございます。

まず、事故の責任割合でございますが、市側が70%、相手側が30%であります。

相手方の損害額が243万9,884円。市側は損害がありませんでした。先ほどの事故の責任割合で、市側が相手側に対しまして、責任額として合計額170万7,919円を支払うことで和解し、損害賠償の決定について議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○仲委員長 説明は以上のとおりでございます。

ただいまの説明に対し、御質疑のある方は御発言を願います。

質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

それでは、ここで執行部は退席をお願いいたします。

それでは、付託議案の採決を行います。

議案第32号、和解及び損害賠償の額の決定についてについて、可決すべきとする委員は挙手願います。

(挙手全員)

○仲委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第32号は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託となりました議案の審査を終了いたします。

なお、委員長報告については、何か御意見ございますか。

なしでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 委員長一任で異議なしということで処理をさせていただきます。

以上で行政常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(午前10時34分 閉会)